

golfer 保険、個人賠償責任保険、 hunter 保険 普通保険約款、特別約款、特約

ご契約者の皆様へ

このたびは弊社の賠償責任保険をご契約いただきありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

弊社は、親切丁寧なサービスと万一の際の迅速公正なお支払いをモットーとし、全国ネットワークのオンライン・サービスにより、広く皆様のご愛顧をたまわっております。

今後とも、東京海上日動の保険をぜひご愛用くださいますようお願い申し上げます。なお、ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

事故受付
サービス

安心電話待機中！

東京海上日動安心110番

110

「フリーダイヤル」
☎ 0120-119-110

暮らしに関する無料
相談サービス

介護・健康に関するご相談から
暮らしのインフォメーションまで

デイリー
サポート

「フリーダイヤル」
☎ 0120-285-110

● ご 注 意 ●

1. 保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。
2. ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、保険料領収証番号、保険の種類、保険期間（保険のご契約期間）および代理店名をご連絡願います。
3. 被保険者（補償を受けられる方）またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
4. 示談交渉サービスは行いません。

保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございませんので、被保険者（補償を受けられる方）ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくことになります。

ただし、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

● 代理店の役割 ●

代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

ご契約の代理店にご契約者の皆様のご契約状況を常に承知いたしております。ご契約内容についてのお問い合わせ等はご契約の代理店または弊社にお申し出ください。

目 次

特約

(正式名称)

(保険証券上の表示)

1. ゴルフ特別約款	ゴルフ	P.14
●ゴルフアー傷害担保特約	身体傷害担保	P.14
●ゴルフ用品担保特約	用品用具担保	P.23
●ホールインワン・アルバトロス費用担保特約	ホールインワン費用担保	P.24
●ゴルフアー保険家族特約	家族担保特約	P.26
●ゴルフ入場者包括賠償責任保険特約	入場者包括	P.27
●初回保険料の口座振替に関する特約 (継続契約用)		
	初回保険料口座振替	P.28
●保険料不精算特約 (賠償責任保険 (個人) 用)		
	保険料不精算	P.29
2. 個人特別約款	個人	P.30
●個人国外危険追加担保特約	国外危険担保	P.31
3. ハンター特別約款	ハンター	P.32
●ハンター傷害担保特約	身体傷害担保	P.32
●猟具担保特約	用品用具担保	P.41
●猟犬死亡担保特約	猟犬死亡担保	P.42
●ハンター国外危険担保特約	国外危険担保	P.43
4. その他の特約 (共通)		P.44
●保険料分割払特約 (団体・10名以上用)	分割払 (団体用)	P.44
●保険料支払に関する特約	一時払支払猶予	P.45
●通信販売に関する特約	通信販売	P.45
●共同保険に関する特約 *	—	P.48

* 保険証券等に当社および他の引受保険会社、引受割合等が表示されている場合、共同保険に関する特約がセットされます。

賠償責任保険（個人）普通保険約款

【用語の定義】

賠償責任保険（個人）普通保険約款、特別約款および特約に共通する用語の定義は、下表のとおりです。ただし、別途定義のある場合はそれを優先します。

	用語	定義
ア	医学的他覚所見	レントゲン検査、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	医師等	法令に定める医師および歯科医師または当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師をいいます。ただし、被保険者が医師等である場合は、その本人を除きます。
カ	既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日まで、既に経過した期間のことをいいます。
	危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
	危険増加	危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機(*1)、ジャイロプレーンをいいます。 (*1) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。
	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約の締結の際、保険契約申込書等の記載事項とすることによって、当社が告知を求めたもの(*1)をいいます。 (*1) 他の保険契約等に関する事実を含みます。
サ	財物	財産的価値のある有体物(*1)をいいます。 (*1) 有形的存在を有する固体、液体および気体をいい、データ、ソフトウェアおよびプログラム等の無体物、漁業権、特許権、著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
	敷地内	囲いの有無を問わず、対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	支払限度額	保険証券記載の支払限度額をいいます。
	失効	保険契約の全部または一部の効力が、保険期間開始後の一定の時点以降失われることをいいます。ただし、保険契約が解除されることにより保険契約の全部または一部の効力が失われる場合を除きます。
	疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害(*1)で、医師等によりその発病が診断されたものをいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを含みません。 (*1) 正常分娩は除きます。
	傷害	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*1)を含み、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のない傷害(*2)を含みません。 (*1) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 (*2) その症状の原因が何であるかによりません。
	初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。
	書面等	書面または当社の定める通信方法をいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

	用語	定義
サ	損壊	滅失(*1)、破損(*2)または汚損(*3)をいいます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。 (*1) 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐欺、横領を含みません。 (*2) 破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的、生物学的変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。 (*3) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
	夕	土地に定着し、屋根および柱もしくは壁を有する物をいいます。ただし、屋外設備装置は含みません。
タ	他の保険契約等	この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。
	治療	医師等が必要であると認め、医師等が行う治療をいいます。
	追加保険料	契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。
	通院	病院等において、外来による診察、投薬、処置、手術その他の治療を受けること(*1)をいい、治療処置を伴わない薬剤および治療材料の購入、受け取りのみのもの等は含みません。 (*1) 医師等による往診を含みます。
	同居	同一家屋(*1)に居住している状態をいい、生計の同一性及び扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、独立した建物である「勉強部屋」等に居住している場合も、同居しているものとして取り扱います。 (*1) 建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものを1単位の同一家屋とします。
	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	入院	自宅等(*1)での治療が困難なため、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設に入り、常に医師等の管理下において治療に専念することをいい、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のためのもの、入院治療を必要としない介護を主たる目的とするもの等は含みません。 (*1) 老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。
ナ	入場者数	保険期間中に施設に入場する利用者の総数をいいます。
	ハ	配偶者
ハ	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
	被保険者	保険の補償を受けることができる者をいいます。
	病院等	病院または診療所をいい、次のいずれかに該当するものをいいます。 7. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(*1)。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。 1. 上記7.と同程度と当会社が認めた日本国外にある医療施設 (*1) 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当会社が認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。
	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険契約申込書等	保険契約の締結のために必要なものとして、保険契約申込書その他の当会社の定める書類(*1)をいいます。 (*1) 電子媒体によるものを含みます。
	マ	未婚
マ	未婚	これまでに一度も法律上の婚姻歴がないことをいいます。
	無効	保険契約の全部または一部の効力が、当初から生じないことをいいます。
	免責金額	支払保険金の計算にあたって差し引く金額をいいます。

第1章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が他人の身体の障害（*1）または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

（*1）身体の障害とは、生命または身体を害することをいいます。

第2条（支払保険金の範囲）

当社が保険金を支払うべき損害の範囲は、下表に規定するものに限ります。

①	法律上の損害賠償金	法律の規定に基づき被保険者が損害賠償請求権者に対して行う賠償債務の弁済としての支出 ただし、被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。
②	損害防止費用	基本条項第2節第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時の義務）の表の①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
③	請求権の保全、行使手続費用	基本条項第2節第1条の表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
④	緊急措置費用	事故が発生した場合で、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときにおいて、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、次のア.およびイ.の費用 ア. 応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために必要とした費用 イ. あらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用
⑤	争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した次のア.からイ.までの費用 ア. 訴訟費用 イ. 弁護士報酬 ウ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用 エ. ア.からイ.までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

⑥	協力義務費用	基本条項第2節第3条（事故処理の特例）の規定に基づき当社が被保険者に代わって損害賠償請求権者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当社の求めに応じて協力するために直接支出した費用
---	--------	--

第3条（責任の限度）

- （1）当社は、第2条（支払保険金の範囲）の表の①から④までに規定する法律上の損害賠償金、損害防止費用、請求権の保全、行使手続費用および緊急措置費用については、1回の事故について、これらの合計額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。ただし、当社が支払う保険金の額は、支払限度額を限度とします。
- （2）当社は、第2条（支払保険金の範囲）の表の⑤に規定する争訟費用については、その全額に対して保険金を支払います。ただし、同条の表の①に規定する法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、次の算式により算出される金額のみに対して保険金を支払います。

$$\text{保険金の額} = \text{争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{法律上の損害賠償金}}$$

- （3）当社は、第2条（支払保険金の範囲）の表の⑥に規定する協力義務費用については、その全額に対して保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

当社は、直接であると間接であるとかかわらず、下表のいずれかの事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者または被保険者の故意
②	戦争（*1）、変乱、暴動、騒擾 ^{じょうぎょう} または労働争議
③	地震、噴火、洪水、津波または高潮

（*1）宣戦の有無を問いません。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

当社は、直接であると間接であるとかかわらず、被保険者が下表のいずれかの賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
②	被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任

③	被保険者と同居する親族に対する賠償責任
④	被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害(*1)に起因する賠償責任
⑤	排水または排気(*2)に起因する賠償責任

(*1) 身体の障害とは、生命または身体を害することを行います。

(*2) 排気には、煙を含みます。

第6条（先取特権）

(1) 事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(*1)について先取特権を有します。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。 ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。 ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(*1)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(*1)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または同表の④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合はこの規定を適用しません。

(*1) 第2条（支払保険金の範囲）の表の②から⑥までに規定する費用に対する保険金請求権を除きます。

第7条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

支払限度額が、第6条（先取特権）(2)の表の②または同表の③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第2条（支払保険金の範囲）の表の②から④までの規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立っ

て損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第8条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

(1) この補償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

(2) (1)の規定によって、第3条（責任の限度）(1)に規定する当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

(3) (1)の規定にかかわらず、第3条（責任の限度）(2)に規定する法律上の損害賠償金は1回の事故における法律上の損害賠償金の合計額とします。

第2章 基本条項

第1節 契約手続および保険契約者等の義務

第1条(告知義務)

保険契約の締結の際、保険契約者または被保険者になる者は、保険契約申込書等の記載事項のうち、告知事項について、事実を当会社の定める方法により正確に告知し、その他の事項について、当会社の定める方法により正確に記載しなければなりません。

第2条（通知義務）

(1) 保険契約の締結の後、下表に該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者が当会社に通知する前に、その事実がなくなった場合は、当会社に通知する必要はありません。

告知事項(*1)の内容に変更を生じさせる事実(*2)が発生すること。 (*1) 他の保険契約等に関する事実を除きます。 (*2) 告知事項(*1)のうち、保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) 当会社は、(1)の通知を受けた場合には、保険契約者または被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

第3条（保険契約者の住所等変更に関する通知義務）

(1) 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、そのことを当会社に書面等によって通知しなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の規定による通知をしなかった場合において、当会社が保険契約者の住所または通知先を確認できなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常到達するため要する期間を経過した時に保険

契約者に到達したものとみなします。ただし、保険契約の取消しまたは解除を通知する場合には、この規定は適用しません。

第4条（告知義務および通知義務に関する特則）

第1条（告知義務）および第2条（通知義務）に規定する保険契約の締結には、被保険者の追加を含みます。

第2節 事故発生時等の手続

第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金請求権者は、事故、損害または傷害が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

①損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
②事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況(*1) イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況(*1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(*2)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤訴訟の通知	損害賠償の請求(*3)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*3)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦盗難の届出	盗難による損害が発生した場合には、遅滞なく警察官に届けること。
⑧責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求(*3)を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。

⑨調査の協力等	①から⑧までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害または傷害の調査に協力すること。
---------	--

(*1) 事故の状況には、被害者の住所および氏名または名称を含みます。

(*2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*3) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第2条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時の義務違反）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金請求権者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

①第1条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
②第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨	第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨の規定に違反したことによって当社が被った損害の額
③第1条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額
④第1条の表の⑧	損害賠償責任がないと認められる額

(2) 保険契約者、被保険者または保険金請求権者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第3条（事故処理の特則）

当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被

保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第3節 保険金請求手続

第1条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 損害額を証明する書類(*1)または傷害の程度を証明する書類(*2) (*3) (*4)
 - ③ 被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が死亡した場合は、被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者の除籍および被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
 - ④ 第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金請求権者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
 - ⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

ア. 公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。
イ. 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
ウ. 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害または疾病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金請求権者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う

調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (4) 保険契約者、被保険者または保険金請求権者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*6)および被害が生じた物の写真(*7)をいいます。
- (*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (*3) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (*4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。
- (*5) 人の死傷を伴う事故の場合に限って提出するものとします。
- (*6) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (*7) 画像データを含みます。

第2条（保険金の支払）

- (1) 当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(*2)または傷害もしくは疾病の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容

④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者または保険金請求権者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表の右欄の日数(*3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金請求権者に対して通知するものとします。

① 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
② (1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)の表の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ (1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*4)	180日
⑤ (1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) (1)および(2)に規定する確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*5)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) 被保険者または保険金請求権者から保険金の内払の請求がある場合で、当社が承認したときに限り、当社の定める方法により保険金の内払を行います。

(5) 保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金請求権者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(*1) 被保険者または保険金請求権者が第1条（保険金の請求）(2)の手續を完了した日をいいます。

(*2) 保険価額を含みます。

(*3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*4) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*5) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第3条（保険金の支払を請求できる者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険金の支払を請求できる者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険金の支払を請求できる者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険金の支払を請求できる者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険金の支払を請求できる者に対しても効力を有するものとします。

第4条（指定代理請求人）

(1) 被保険者または保険金請求権者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者または保険金請求権者の代理人がいなるときは、下表に規定する者のいずれかが保険金を請求することができます。この場合において、その事情を示す書類をもってそのことを当会社に申し出て、当会社の承認を得るものとします。

①	被保険者または保険金請求権者と同居または生計を共にする配偶者(*1)
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者または保険金請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(*1) または②以外の3親等内の親族

(2) (1)の規定による代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(*1) 【用語の定義】の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

①	この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
②	他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われるまたは支払われた場合は、損害の額または費用が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1)
③	②の損害の額または費用は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第4節 保険契約の取消し、

無効、失効または解除

第1条（保険契約の取消し）

保険契約の締結の際、保険契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、当会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合の取消しは、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第2条（保険契約の無効または失効）

(1) 下表に該当する事実があった場合は、この保険契約は無効とします。

保険契約の締結の際、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってしたこと。

(2) 保険契約の締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第3条（告知義務違反による保険契約の解除）

(1) 当会社は、第1節第1条（告知義務）の告知の際に、告知事項について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、下表のいずれかに該当する場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者または被保険者が事実を告知しなかった場合
②	保険契約者または被保険者が事実と異なることを告知した場合

(2) (1)の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(1)の事実がなくなった場合
②	当会社が保険契約の締結の際、(1)の事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合(*1)

③	保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべき事故が発生する前に、告知事項について、書面等によって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合においては、保険契約の締結の際、保険契約者または被保険者がその訂正すべき事実を当会社に告知していたとしても当会社が保険契約の締結を承認していたと認められるときに限り、当会社は、これを承認するものとします。
④	当会社が(1)に規定する解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または保険契約の締結の時から5年を経過した場合

(3) (1)の規定による解除が損害または傷害が発生した後になされた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(4) (3)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

(*1) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第4条（通知義務違反による保険契約の解除）

(1) 当会社は、第1節第2条（通知義務）(1)の事実の発生によって、告知事項について危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく同条(1)に規定する通知をしなかったときは、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(2) (1)の規定は、当会社が(1)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または(1)に規定する危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(3) (1)の規定による解除が損害または傷害が生じた後になされた場合であっても、当会社は、解除に係る危険増加が生じた時に降に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(4) (3)の規定は、(1)に規定する危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

(5) 当会社は、(1)に規定する危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(*1)を超えることとなった場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(6) (5)の規定による解除が損害または傷害が生じた後になされた場合であっても、当会社は、解除に係る危険増加が生じた時に降に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(*1) 保険料を増額することにより保険契約を継続できる範囲として保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等において定めたものをいいます。

第5条（重大事由による保険契約の解除）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者(*1)または被保険者が当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせたこと(*2)。
②	この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があったこと(*2)。
③	保険契約者が、次のいずれかに該当すること。 ア. 反社会的勢力(*3)に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力(*3)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。 ウ. 反社会的勢力(*3)を不当に利用していると認められること。 エ. 法人である場合において、反社会的勢力(*3)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 オ. その他反社会的勢力(*3)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
④	①から③までのほか、保険契約者(*1)または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当会社は、被保険者が、(1)の表の③ア.からウ.までまたはエ.のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(*4)を解除することができます。

(3) (1)または(2)の規定による解除が損害が発生した後に行われた場合であっても、(1)の表のいずれ

かの事由または(2)の解除の原因となる事由が発生した時に降に生じた事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)の表の③ア.からエ.までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、下表の損害については適用しません。

①	(1)の表の③ア.からウ.までまたはエ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
②	(1)の表の③ア.からウ.までまたはエ.のいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(*1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 未遂の場合を含みます。

(*3) 暴力団、暴力団員(*5)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*4) その被保険者に係る部分に限ります。

(*5) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第6条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、第5節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)または(2)の追加保険料の払込みを怠った場合(*1)には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(*1) 第5節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表に規定する場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。

第7条(保険契約者による保険契約の解除)

(1) 保険契約者は、当会社に対する書面等による通知をもって保険契約を解除することができます。ただし、この通知が行われた場合において、当会社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。また、保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面等による同意を得た後でなければ行使できません。

(2) (1)の規定による保険契約の解除後に当会社が保険料を請求し、第6条（保険料不払による保険契約の解除）に該当した場合には、当会社は、(1)

に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第8条（保険契約解除の効力）

- (1) 保険契約の解除は、解除した時から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、第6条（保険料不払による保険契約の解除）または第7条（保険契約者による保険契約の解除）(2)の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

①	第6条の規定による解除の場合	第5節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みを怠った日
②	第7条(2)の規定による解除の場合	第7条(1)の規定により解除した日

第9条（保険契約の取消し、無効または失効に関する特則）

第1条（保険契約の取消し）および第2条（保険契約の無効または失効）に規定する保険契約の締結には、被保険者の追加を含みます。

第10条（保険契約の解除に関する特則）

下表の規定の適用に際して、被保険者ごとに保険契約を解除することができるものとします。

①	第3条（告知義務違反による保険契約の解除）
②	第4条（通知義務違反による保険契約の解除）

第5節 保険料の返還、追加または変更

第1条（保険料の返還、追加または変更）

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。

①	第1節第2条（通知義務）(1)の通知を受けた場合
②	第4節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③の承認をする場合

- (2) 当会社は、(1)のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当会社に書面等により通知した保険契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできま

せん。

- (3) (1)および(2)の場合においては、保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当会社が算出した、未経過期間に対する保険料(*1)を返還し、または追加保険料を請求します。
- (4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合(*2)は、追加保険料領収前に生じた事故(*3)による損害または傷害に対しては、下表のいずれかの規定に従います。

①	(1)および(3)の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険金を支払いません。(*4)(*5)
②	(2)および(3)の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款、特別約款および特約に従い、保険金を支払います。

- (5) 第4節第1条（保険契約の取消し）に規定する保険契約の取消しの場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。
- (6) 第4節第2条（保険契約の無効または失効）(1)に規定する保険契約の無効の場合は、保険料は返還しません。
- (7) 第4節第2条（保険契約の無効または失効）(2)に規定する保険契約の失効の場合は、当会社は、付表1に規定する保険料を返還します。
- (8) 下表のいずれかの規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表1に規定する保険料を返還します。

①	第4節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)
②	第4節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）(1)または同条(5)
③	第4節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)
④	第4節第6条（保険料不払による保険契約の解除）
⑤	第4節第7条（保険契約者による保険契約の解除）(2)

- (9) 第4節第5条（重大事由による保険契約の解除）(2)の規定により、当会社がこの保険契約(*6)を解除した場合は、当会社は、付表1に規定する保険料を返還します。
- (10) 第4節第7条（保険契約者による保険契約の解除）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表2に規定する保険料を返還します。

(*1) (1)の表の①の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、第1節第2条（通知義務）(1)

に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。

(*2) (1)の表に規定する場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。

(*3) 追加保険料領収前に生じた事故とは、当社が(1)の表の①の通知を受けた場合、または(1)の表の②もしくは(2)の承認をする場合に、通知に係る危険増加が生じた日または当社が承認を行った日以降で、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。ただし、当社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めたときは、保険期間の初日以降で、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。

(*4) (1)の表に規定する場合は、第4節第6条（保険料不払による保険契約の解除）の規定により解除できるときに限りします。

(*5) 既に保険金を支払っていた場合は、当社は、保険金の返還を請求することができます。

(*6) その被保険者に係る部分に限りします。

第6節 その他事項

第1条（保険責任の始期および終期）

(1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(*1)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(2) (1)の規定にかかわらず、保険期間が開始した後も、当社は保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害に対しては保険金を支払いません。

(3) (1)の規定において、時刻は日本国の標準時によるものとします。

(*1) 保険証券に異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

第2条（代 位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者または保険金請求権者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者または保険金請求権者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者または保険金請求権者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の表の②の場合において、当社に移転せず

に被保険者または保険金請求権者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第3条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約の締結の後、保険契約者は、書面等をもって当社に保険契約者の変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認した場合は、当社が認める範囲内でこの保険契約の権利および義務(*1)を第三者に移転させることができます。

(2) 保険契約の締結の後、保険契約者が死亡した場合、この保険契約が失効するときを除き、この保険契約の権利および義務(*1)は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に移転するものとします。

(3) 保険契約者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

(4) (3)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。

(5) 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約の義務(*2)を負うものとします。

(*1) この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款、特別約款および特約に関する権利および義務をいいます。

(*2) この保険契約の義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款、特別約款および特約に関する義務をいいます。

第4条（保険証券等の不発行の特則）

当社は、保険契約者の申出により、保険証券またはこれに代わる書面の発行を行わないことがあります。この場合において、この保険契約の内容として電磁的方法で提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款(*1)の規定を適用します。

(*1) 付帯される特別約款および特約を含みます。

第5条（時 効）

保険金請求権は、第3節第1条（保険金の請求）(1)に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第6条（用語の適用等）

(1) この条項に規定されていない用語については、

普通保険約款の他の条項における規定を準用します。

(2) 普通保険約款(*1)において、特に記載のないかぎり、【用語の定義】に規定する用語は、【用語の定義】に定めるところに従います。

(3) この条項において保険契約の締結には、更新(*2)を含むものとします。

(*1) 付帯される特別約款および特約を含みます。

(*2) 更新とは、保険期間の末日においてこの保険契約に適用されている普通保険約款と同一の普通保険約款を、引き続き締結することをいいます。

第7条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第8条（準拠法）

この保険契約に適用される普通保険約款、特別約款および特約に規定のない事項については、日本の法令に準拠します。

付表1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料

保険期間	返還保険料の額
1年	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) 未払込保険料(*2)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*2)を差し引いた額
1年未満	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

(*2) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

付表2 保険契約者による解除の場合の返還保険料

保険期間	返還保険料の額
1年	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して付表3の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) 未払込保険料(*2)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*2)を差し引いた額
1年未満	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

(*2) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

付表3 短期料率

既経過期間	短期料率
7日まで	10%
15日まで	15%
1か月まで	25%
2か月まで	35%
3か月まで	45%
4か月まで	55%
5か月まで	65%
6か月まで	70%
7か月まで	75%
8か月まで	80%
9か月まで	85%
10か月まで	90%
11か月まで	95%
12か月まで	100%

1. ゴルフ特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社が保険金を支払うべき賠償責任保険（個人）普通保険約款補償条項第1条（保険金を支払う場合）の損害は、被保険者が行うゴルフの練習、競技または指導(*1)中の損害に限りです。
- (2) (1)で規定するゴルフには、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等のゴルフ類似のスポーツは含みません。
- (3) (1)の被保険者が責任無能力者の場合には、親権者等(*2)を被保険者とします。ただし、当社が(1)の保険金を支払うのは、その責任無能力者が行うゴルフの練習、競技または指導(*1)中に他人に加えた身体の障害または財物の損壊について、親権者等(*2)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限りです。
- (*1) ゴルフの練習、競技または指導には、これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
- (*2) (1)の被保険者の親権者またはその他の法定の監督義務者をいいます。

第2条(用語の定義)

この特別約款において、下表に規定する用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
①ゴルフの練習	ゴルフの技術の維持・向上を目標に、クラブ等(*1)を使用して繰り返しスイングを行うこと(*2)をいい、これに付随してその場所で通常行われる準備、整理等の行為を含みます。
②ゴルフの競技	ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをいいます。
③ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。
④スイング	クラブ等(*1)を動かす意思でクラブ等(*1)を前後方向へ動かすことをいいます。
⑤ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、名目が何であるにかかわらず、施設の利用について料金を徴収するものをいいます。
⑥ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を含みません。

- (*1) クラブ等とは、ゴルフクラブまたはゴルフ練習用に特に考案され市販されている器具をいいます。
- (*2) 場所がどこであるかを問いません。

第3条（保険金を支払わない場合）

- 当社は、賠償責任保険（個人）普通保険約款補償条項第4条（保険金を支払わない場合—その1）および同条項第5条（保険金を支払わない場合—その2）に規定する損害のほか、被保険者が自動車(*1)の所有、使用または管理に起因して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払いません。
- (*1) 自動車には、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを含みません。

第4条（保険金を支払わない場合の規定の排除）

賠償責任保険（個人）普通保険約款補償条項第5条(保険金を支払わない場合—その2)の表の④の規定は、被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディについては適用しません。

第5条（賠償責任保険（個人）普通保険約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、賠償責任保険（個人）普通保険約款の規定を適用します。

ゴルフアー傷害担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約にゴルフ特別約款が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が、ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導(*1)中に被った傷害に対して、この特約の規定にしたがい、保険金(*2)を支払います。

- (*1) ゴルフの練習、競技または指導には、これらに付随

してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

(※2) 保険金とは、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、下表の事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
②	保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りです。
③	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④	被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
⑤	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑥	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
⑦	核燃料物質(※1)もしくは核燃料物質(※1)によって汚染された物(※2)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑧	⑤から⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑨	⑦以外の放射線照射または放射能汚染

(※1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

(※2) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第4条（死亡保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額(※1)の全額(※2)を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(2) 第15条（死亡保険金受取人の変更）(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(3) 第15条（死亡保険金受取人の変更）(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(※1) 保険金額とは、保険証券に記載された身体傷害の保険金額をいいます。

(※2) 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額(※1)から既に支払った金額を差し引いた残額とします。

第5条（後遺障害保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)

の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

保険金額(※1)	×	別表1に規定する各等級の後遺障害に対する保険金支払割合	=	後遺障害保険金の額
----------	---	-----------------------------	---	-----------

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、当会社は、事故の発生日からその日を含めて181日目における医師等の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) (1)にいう別表1の各等級に規定する後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に下表の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

①	別表1の第1級から第5級までに規定する後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
②	①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに規定する後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
③	①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに規定する後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
④	①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表1に規定する加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	-	既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	=	適用する割合
------------------------------------	---	-----------------------------	---	--------

(6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当会社が支払う

べき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額(*1)をもって限度とします。

(*1) 保険金額とは、保険証券に記載された身体傷害の保険金額をいいます。

第6条（入院保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{保険金額} \atop (*1)} \times \boxed{\text{1,000分} \atop \text{の1.5}} \times \boxed{\text{入院した} \atop \text{日数}(*2)} = \boxed{\text{入院保険金} \atop \text{の額}}$$

(2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*3)であるときには、その処置日数を含みます。

(3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(4) 当会社は、入院保険金と死亡保険金または入院保険金と後遺障害保険金を重ねて支払うべき場合にはその合計額を支払います。

(*1) 保険金額とは、保険証券に記載された身体傷害の保険金額をいいます。

(*2) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(*3) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第7条（通院保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{保険金額} \atop (*1)} \times \boxed{\text{1,000分} \atop \text{の1}} \times \boxed{\text{通院した} \atop \text{日数}(*2)} = \boxed{\text{通院保険金} \atop \text{の額}}$$

(2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靱帯損傷等の傷害を被った別表2に規定する部位を固定するために医師等の指示によりギプス等(*3)を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。

(3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、第6

条（入院保険金の支払）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いませ

ん。

(4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

(5) 当会社は、通院保険金と死亡保険金または通院保険金と後遺障害保険金を重ねて支払うべき場合にはその合計額を支払います。

(*1) 保険金額とは、保険証券に記載された身体傷害の保険金額をいいます。

(*2) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(*3) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

第8条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 被保険者が、第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第9条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第3節第1条（保険金の請求）(1)の規定にかかわらず、下表に規定する時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとする。

①	死亡保険金については、被保険者が死亡した時
②	後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
③	入院保険金については、被保険者が被った第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

④	通院保険金については、被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
---	--

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第3節第1条（保険金の請求）(2)の規定にかかわらず、別表3に規定する書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

第10条（特約の無効）

保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合(*1)に、その被保険者の同意を得なかったときには、この特約は無効とします。

- (*1) 被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第11条（重大事由による特約の解除）

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

①	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②	被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③	保険契約者が、賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第4節第5条(重大事由による保険契約の解除)(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当すること。
④	他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑤	①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(*1)を解除することができます。

①	被保険者が、賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第4節第5条(重大事由による保険契約の解除)(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当すること。
②	被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第4節第5条(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当すること。

- (3) (1)または(2)の規定による解除が傷害(*2)の発生した後になされた場合であっても、賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第4節第8条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の表の①から⑤までの事由または(2)の表の①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害(*2)に対しては、当会社は、保険金(*3)を支払いません。この場合において、既に保険金(*3)を支払っていたときは、当会社は、保険金(*3)の返還を請求することができます。

- (*1) その被保険者に係る部分に限ります。
 (*2) (2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。
 (*3) (2)の表の②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第4節第5条(重大事由による保険契約の解除)(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第12条（被保険者による特約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において下表のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約(*1)を解除することを求めることができます。

①	この特約(*1)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合。
②	保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第11条（重大事由による特約の解除）(1)の表の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合。
③	保険契約者または保険金を受け取るべき者が、賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第4節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合。
④	第11条(1)の表の④に規定する事由が生じた場合。
⑤	②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約(*1)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合。
⑥	保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この特約(*1)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合。

- (2) 保険契約者は、(1)の表の①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この特約(*1)を解除しなければなりません。
 (3) (1)の表の①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この特約(*1)を解除す

ることができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。

- (4) (3)の規定によりこの特約(*1)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その事実を書面により通知するものとします。

(*1) その被保険者に係る部分に限ります。

第13条（保険料の返還－特約の無効の場合）

第10条（特約の無効）に規定するこの特約の無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。

第14条（保険料の返還－特約の解除の場合）

- (1) 第11条（重大事由による特約の解除）(1)の規定により、当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は、賠償責任保険（個人）普通保険約款付表1に規定する保険料を返還します。

- (2) 第11条（重大事由による特約の解除）(2)の規定により、当会社がこの特約(*1)を解除した場合は、当会社は、賠償責任保険（個人）普通保険約款付表1に規定する保険料を返還します。

- (3) 第12条（被保険者による特約の解除請求）(2)の規定により、保険契約者がこの特約(*1)を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し賠償責任保険（個人）普通保険約款付表3の「短期料率」によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

- (4) 第12条（被保険者による特約の解除請求）(3)の規定により、被保険者がこの特約(*1)を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し賠償責任保険（個人）普通保険約款付表3の「短期料率」によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(*1) その被保険者に係る部分に限ります。

第15条（死亡保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約の締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

- (2) 保険契約の締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その事実を当会社へ通知しなければなりません。

- (4) (3)の規定による通知が当会社へ到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社へ到達する前に当会社へ変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に

保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその事実を当会社へ通知しなければ、その変更を当会社へ対抗することができません。なお、その通知が当会社へ到達する前に当会社へ変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

- (7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。

- (8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(*1)を死亡保険金受取人とします。

- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

(*1) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第16条（死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。

- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第17条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社へ移転しません。

第18条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険（個人）普通保険約款およびゴルフ特別約款の規定を準用します。

別表1 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼 ^そ しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼 ^そ しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼 ^そ しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼 ^そ くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したものの（足指の用を廃したものととは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸 ^{こうじ} を失ったもの	42%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したものの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼 ^そ くおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したものの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したものの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖 ^{せいしゅく} 器に著しい障害を残すもの	26%

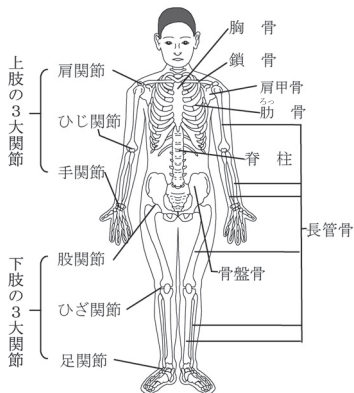
等級	後遺障害	保険金 支払割合
第10級	(1) 1 眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼 ^く または言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴 ^{てつ} を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の2 の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を3 cm以上短縮したもの (9) 1 足の第1 の足指または他の4 の足指を失ったもの (10) 1 上肢の3大関節中の1 関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1 下肢の3大関節中の1 関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴 ^{てつ} を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1 手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1 足の第1 の足指を含み2 以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第12級	(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に対し歯科補綴 ^{てつ} を加えたもの (4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨 ^{ろつ} 、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1 上肢の3大関節中の1 関節の機能に障害を残すもの (7) 1 下肢の3大関節中の1 関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1 手の小指を失ったもの (10) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1 足の第2 の足指を失ったもの、第2 の足指を含み2 の足指を失ったものまたは第3 の足指以下の3 の足指を失ったもの (12) 1 足の第1 の足指または他の4 の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1 眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5 歯以上に対し歯科補綴 ^{てつ} を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1 手の小指の用を廃したもの (8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1 下肢を1 cm以上短縮したもの (10) 1 足の第3 の足指以下の1 または2 の足指を失ったもの (11) 1 足の第2 の足指の用を廃したもの、第2 の足指を含み2 の足指の用を廃したものまたは第3 の足指以下の3 の足指の用を廃したもの	7%

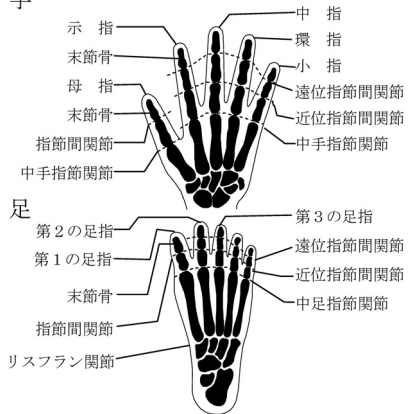
等級	後遺障害	保険金 支払割合
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



手



足



別表2 ギブス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨または脊柱
 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギブス等(*1)を装着した場合に限ります。
 3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギブス等(*1)を装着した場合に限ります。
- (*1) ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表1の注2の図に示すところによります。

別表3 保険金請求書類

提出書類 \ 保険金種類	死亡	後遺障害	入院	通院
1. 保険金の請求書	○	○	○	○
2. 当会社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○
3. 公の機関(*1)の事故証明書	○	○	○	○
4. 死亡診断書または死体検案書	○			
5. 後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師等の診断書		○	○	○
6. 入院日数または通院日数を記載した病院等の証明書類			○	○
7. 死亡保険金受取人(*2)の印鑑証明書	○			
8. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○
9. 被保険者の戸籍謄本	○			
10. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）	○			
11. 賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第3節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金請求権者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同節第4条(1)の表に規定する者であることを証明する書類	○	○	○	○
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○	○
13. その他当会社が同節第2条（保険金の支払）(1)に規定する必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(*1) やむを得ない場合には、第三者とします。

(*2) 死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人となります。

ゴルフ用品担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約にゴルフ特別約款が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、ゴルフ場敷地内において、被保険者の所有するゴルフ用品について、下表に規定する事由により生じた損害に対して、この特約にしたがい、保険金を支払います。

①	盗難(*1)。ただし、ゴルフボールの盗難(*1)については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りです。
②	ゴルフクラブの破損または曲損

(2) この特約において、ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、その他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいい、保険証券に記載されたものに限りです。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。

(*1) 盗難には、盗賊または不法侵入者による損傷もしくは汚損を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任保険（個人）普通保険約款補償条項第4条（保険金を支払わない場合—その1）に規定する損害のほか、直接であると間接であるとかかわらず、下表の事由による損害に対して、保険金を支払いません。

①	保険契約者または被保険者の重大な過失
②	火災の際における不法侵入者または盗賊によって行われた盗難(*1)
③	ゴルフ用品の自然の消耗または性質による変質その他類似の事由
④	ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失
⑤	核燃料物質(*2)もしくは核燃料物質(*2)によって汚染された物(*3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(*1) 盗難には、盗賊または不法侵入者による損傷もしくは汚損を含みます。

(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

(*3) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第4条（支払保険金の額）

当会社は、損害の生じたゴルフ用品の損害発生時にお

ける時価によって算出した損害額の全額を、保険金額(*1)を限度として、保険金を支払います。

(*1) 保険金額とは、保険証券に記載されたゴルフ用品の保険金額をいいます。

第5条（費用の支払）

当会社は、被保険者があらかじめ当会社の同意を得て損害の生じたゴルフ用品を発見回収するために支出した費用を支払います。ただし、第4条（支払保険金の額）による支払保険金の額と合算して、保険金額(*1)をもって限度とします。

(*1) 保険金額とは、保険証券に記載されたゴルフ用品の保険金額をいいます。

第6条（残存物および盗難品の帰属）

(1) 当会社が保険金を支払った場合でも、ゴルフ用品の残存物の所有権その他の物権は、当会社がこれ取得することの意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

(2) 盗取されたゴルフ用品について、当会社が保険金を支払う前にそのゴルフ用品が回収された場合は、第5条（費用の支払）に規定する回収するために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。

(3) 盗取されたゴルフ用品について、当会社が保険金を支払った場合は、そのゴルフ用品の所有権その他の物権は、保険金の保険価額に対する割合によって、当会社に移転します。

(4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額(*1)を当会社に支払って、そのゴルフ用品の所有権その他の物権を取得することができます。

(*1) 支払を受けた保険金に相当する額とは、第5条（費用の支払）に規定する回収するために支出した必要な費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額をいいます。

第7条（残存保険金額）

当会社が保険金を支払った場合は、保険金額(*1)からその支払額を差し引いた残額をもって、損害が生じた時以後の保険期間に対する保険金額とします。

(*1) 保険金額とは、保険証券に記載されたゴルフ用品の保険金額をいいます。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険（個人）普通保険約款およびゴルフ特別約款の規定を準用します。

ホールインワン・アルバトロス費用担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約にゴルフ特別約款が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者がゴルフ場においてゴルフ競技中に(2)または(3)に規定するホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として下表の費用を負担することによって被る損害を保険金額(*1)を限度に、この特約の規定にしたがい、保険金を支払います。

①	贈呈用記念品購入費用。ただし、下記の購入費用を含みません。 ア. 貨幣、紙幣 イ. 有価証券 ウ. 商品券等の物品切手 エ. プリペイドカード(*2)
②	祝賀会費用
③	ゴルフ場に対する記念植樹費用
④	同伴キャディに対する祝儀
⑤	その他慣習として支出することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用。ただし、保険金額(*1)の10%を限度とします。

(2) 下表に掲げる者の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス

①	同伴競技者
②	同伴競技者以外の第三者(*3)

ただし、公式競技において達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、上表に掲げる者のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。

(3) (2)に規定するホールインワンまたはアルバトロスのほか、記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス

(*1) 保険金額とは、保険証券に記載されたホールインワン・アルバトロス費用の保険金額をいいます。

(*2) 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成を記念して特に作成したプリペイドカードの購入費用は、贈呈用記念品購入費用に含みます。

(*3) 同伴競技者以外の第三者には、帯同者を含みません。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表に規定する用語は、それぞれの定義によります。

用語	定義
①ゴルフ場	日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、名目が何であるかにかかわらず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
②ゴルフ競技	ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し(*1)、基準打数(パー)35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。
③ホールインワン	各ホールの第1打によってボールが直接ホール(球孔)に入ることを行います。
④アルバトロス	各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でボールがホール(球孔)に入ることを行います。ただし、ホールインワンの場合を除きます。
⑤贈呈用記念品購入費用	ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、同伴競技者、友人等に贈呈する記念品の購入代金および郵送費用をいいます。
⑥祝賀会費用	ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日から3ヵ月以内(*2)に開催された祝賀会に必要とする費用をいいます。
⑦ゴルフ場に対する記念植樹費用	ホールインワンまたはアルバトロスの記念としてホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に植える樹木の代金をいいます。
⑧同伴キャディに対する祝儀	同伴キャディに対して、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した記念の祝金として贈与する金銭をいいます。
⑨公式競技	ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が主催、共催もしくは後援するゴルフ競技をいいます。
⑩同伴競技者	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に、被保険者と一緒に組で競技していた者をいいます。
⑪帯同者	同伴キャディ以外の者で、被保険者または同伴競技者がゴルフ競技中に帯同するゴルフ競技を行わない者をいいます。

(*1) 公式競技の場合は他の競技者との同伴の有無は問いません。

(*2) 祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から当会社にゴルフ競技を行う時期について告げ、当会社がこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。

第4条 (被保険者の範囲)

この特約において、被保険者とは、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を含みません。

第5条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、下表のホールインワンまたはアルバトロスについては、保険金を支払いません。

①	被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
②	被保険者がゴルフ場の使用人(*1)である場合、その被保険者が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

(*1) 使用人には、臨時雇いを含みます。

第6条 (保険金の請求)

被保険者が、ホールインワンまたはアルバトロスについて、この特約の規定にしたがい、保険金の支払を請求する場合は、賠償責任保険(個人)普通保険約款基本条項第3節第1条(保険金の請求)(2)に規定する書類または証拠に代えて、保険金の請求書に下表の①から⑥までの書類または証拠を添えて、当会社に提出しなければなりません。ただし、公式競技において達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、下表の③から⑥までの書類または証拠のほか、①または②に規定する書類または証拠のいずれか一方の書類または証拠を提出すれば足りります。

①	同伴競技者が署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
②	次のいずれかの書類または証拠 ア. 第2条(保険金を支払う場合)(2)の表の②に規定する同伴競技者以外の第三者が署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書 イ. 第2条(3)に規定するホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等
③	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者が記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
④	第2条(保険金を支払う場合)(1)の表の①から⑤までの費用の支払を証明する領収書
⑤	賠償責任保険(個人)普通保険約款基本条項第3節第4条(指定代理請求人)に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同節第4条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
⑥	①から⑤までのほか、当会社が同節第2条(保険金の支払)(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

第7条 (保険金額の自動復元)

当会社が保険金を支払った場合においても、保険金額(*1)は減額しません。

(※1) 保険金額とは、保険証券に記載されたホールインワン・アルバトロス費用の保険金額をいいます。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合には、当会社は、下表に掲げる額を保険金として支払います。

①	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(※1)
②	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	(2)に規定する支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。

(2) 支払限度額は、それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額の高い保険契約または共済契約により、その契約において他の保険契約等がないものとした場合に支払われるべき保険金または共済金の額とします。

(※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額をいいます。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険（個人）普通保険約款およびゴルフ特別約款の規定を準用します。

ゴルフ保険家族特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約にゴルフ特別約款が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（被保険者の範囲）

この特約により、ゴルフ特別約款における被保険者は、被保険者本人(※1)および保険証券記載の下表に規定する者となります。

①	被保険者本人(※1)の配偶者
②	被保険者本人(※1)または配偶者と生計を共にする同居の親族
③	被保険者本人(※1)または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

(※1) 被保険者本人とは、保険証券記載の本人をいいます。

第3条（適用の範囲、他の特約との関係）

被保険者本人(※1)の保険契約に下表の特約が付帯されている場合に限り、第2条（被保険者の範囲）①から③に規定する被保険者にもその特約の適用があるものとします。

①	ゴルフアー傷害担保特約
②	ゴルフ用品担保特約
③	ホールインワン・アルバトロス費用担保特約
④	ホールインワン・アルバトロス費用担保特約の一部読み替え特約
⑤	賠償事故解決に関する特約(ゴルフ特別約款用)

(※1) 被保険者本人とは、保険証券記載の本人をいいます。

第4条（保険契約の失効）

保険契約の締結の後、第2条（被保険者の範囲）に規定する被保険者が死亡した場合には、その被保険者に係る保険契約は効力を失います。この場合は、当会社は、賠償責任保険（個人）普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯された特別約款および特約の規定に基づき、保険料を返還します。

第5条（重大事由による保険契約の解除の特則）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(※1)を解除することができます。

①	保険契約者が、賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第4節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当すること。
②	被保険者本人(※2)が、賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第4節第5条(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当すること。
③	被保険者本人(※2)以外の被保険者が、賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第4節第5条(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当すること。
④	被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第4節第5条(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当すること。

(2) (1)の規定による解除が損害または傷害(※3)の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害(※3)に対しては、当会社は、保険金(※4)を支払いません。この場合において、既に保険金(※4)を支払っていたときは、当会社は、保険金(※4)の返還を請求することができます。

(3) ゴルフアー傷害担保特約を除き、(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、下表の損害については適用しません。

①	賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第4節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
②	賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第4節第5条(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(4) (1)の表の①の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合には、当会社は、賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項付表1に規定する保険料を返還します。

(5) (1)の表の②または④の規定により、当会社がこの保険契約(*5)を解除した場合には、当会社は、賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項付表1に規定する保険料を返還します。

(*1) 表の②の事由がある場合には、その家族(*6)に係る部分に限り、表の③または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。ただし、表の④の事由がある場合でその被保険者が被保険者本人(*2)であるときには、その家族(*6)に係る部分に限ります。

(*2) 被保険者本人とは、保険証券記載の本人をいいます。

(*3) (1)の表の②の規定による解除がなされた場合には、その家族(*6)に生じた傷害をいい、(1)の表の③または④の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

(*4) (1)の表の④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第4節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③A.からオ.までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

(*5) その家族(*6)に係る部分に限ります。

(*6) 第2条（被保険者の範囲）に規定する被保険者をいいます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険（個人）普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯された特別約款および特約の規定を準用します。

ゴルフ入場者包括賠償責任保険特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約にゴルフ特別約款が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（責任の始期および終期）

当会社の保険責任は、被保険者ごとに、保険期間中に被保険者が保険証券記載のゴルフ場敷地内に入場した時に始まり、同所を退場した時に終わります。ただし、保険期間中に退場しなかった場合は、保険期間終了後に同所を退場した時に終わります。

第3条（被保険者の範囲）

この特約において、被保険者とは、ゴルフの練習、競技または指導のために保険証券記載のゴルフ場敷地内に入場した者をいいます。ただし、下表に規定する者を含

みません。

①	保険証券記載のゴルフ場の経営者および使用人(*1)
②	名目が何であるかにかかわらず、保険証券に記載されたゴルフ場において、入場者のためにゴルフの指導をすることを業務とし、そのゴルフ場から対価を得ている者

(*1) 使用人には、臨時雇いを含みます。ただし、実際に使用されているゴルフ場以外においては被保険者としません。

第4条（保険金の分担）

当会社は、賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第3節第5条(他の保険契約等がある場合の取扱い)の規定にかかわらず、この保険契約と重複する他の保険契約等を締結している被保険者については、ゴルフアー傷害担保特約の部分を除き、他の保険契約等により支払われる保険金または共済金の額、または、この保険契約の免責金額のいずれか高い額を超過した場合に限り、その超過する部分についてのみ、損害に対して、保険金を支払います。

第5条（支払限度額等の適用）

保険証券記載の支払限度額および保険金額ならびに免責金額は、被保険者1名ごとに、かつ、その被保険者が保険証券記載のゴルフ場敷地内に入場した時から同所を退場した時までの期間について適用します。

第6条（保険料の精算）

(1) 保険料が、入場者数等に対する割合によって定められる場合においては、保険契約者は、保険契約の終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な書類を当会社に提出しなければなりません。

(2) 当会社は、保険期間中および保険契約の終了後1年間に限り、保険料を算出するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類をいつでも閲覧することができるものとします。

(3) (1)または(2)の書類に基づいて算出された保険料と当会社が既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当会社は、遅滞なく、その差額を保険契約者に追加請求し、または返還します。

(4) 下表に規定するいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合には、当会社は、賠償責任保険（個人）普通保険約款またはこの保険契約に適用される特別約款もしくは特約の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、(3)の規定に基づいて保険料を精算します。

①	賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第4節第2条（保険契約の無効または失効）(2)に規定する保険契約の失効の場合
---	--

②	下表のいずれかの規定により、当社が保険契約を解除した場合	
	ア.	同節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)
	イ.	同節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）(1)または同条(5)
	ウ.	同節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)
	エ.	同節第6条（保険料不払による保険契約の解除）
③	オ.	同節第7条（保険契約者による保険契約の解除）(2)
	同節第7条（保険契約者による保険契約の解除）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合	

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険（個人）普通保険約款、ゴルフ特別約款、ゴルフ傷害担保特約およびゴルフ用品担保特約の規定を準用します。

初回保険料の口座振替に関する特約（継続契約用）

第1条（特約の適用）

- (1) この特約は、保険契約の締結の際に、当社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについて合意があり、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。
- (2) この特約は、下表に規定する条件をいずれも満たしている場合に適用します。

①	指定口座(*1)が、提携金融機関(*2)に、保険契約の締結の時に設定されていること。
②	この保険契約の締結および保険契約者から当会社への当会社所定の損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の属する月の前月末日までになされていること。
③	この保険契約が、当社と締結していた賠償責任保険の継続契約(*3)であること。

- (*1) 指定口座とは、保険契約者の指定する口座をいいます。
- (*2) 提携金融機関とは、当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
- (*3) 当社と締結していた保険契約と保険契約者が同一であり、かつ、その保険契約の保険期間の末日(*4)を保険期間の初日とする契約をいいます。
- (*4) その保険契約が午後12時に終了する場合には、その翌日とします。

第2条（初回保険料の払込み）

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日(*1)に、

指定口座(*2)から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。

- (2) 初回保険料払込期日(*1)が提携金融機関(*3)の休業日に該当し、指定口座(*2)からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当社は、初回保険料払込期日(*1)に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日(*1)の前日までに初回保険料相当額を指定口座(*2)に預け入れておかねばなりません。
- (*1) 初回保険料払込期日とは、提携金融機関(*3)ごとに当社の定める期日をいいます。
- (*2) 指定口座とは、保険契約者の指定する口座をいいます。
- (*3) 提携金融機関とは、当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第3条（初回保険料払込み前の事故）

- (1) 初回保険料払込期日(*1)に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を払込期限(*2)までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が払込期限(*2)までに初回保険料を払い込んだ場合には、この特約が付帯された普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) (2)の規定により、被保険者が初回保険料払込み前の事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける場合には、保険契約者は、その支払を受ける前に、初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (*1) 初回保険料払込期日とは、提携金融機関(*3)ごとに当社の定める期日をいいます。
- (*2) 払込期限とは、初回保険料払込期日(*1)の属する月の翌月末（保険証券に翌月末と異なる期日が記載されている場合は、その期日とします。以下同様とします。）をいいます。
- (*3) 提携金融機関とは、当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第4条（解除－初回保険料不払の場合）

- (1) 当社は、払込期限(*1)を経過した後も、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。
- (2) (1)による解除の効力は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。
- (*1) 払込期限とは、初回保険料払込期日(*2)の属する月の

翌月末をいいます。

(※2) 初回保険料払込期日とは、提携金融機関(※3)ごとに当会社の定める期日をいいます。

(※3) 提携金融機関とは、当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

保険料不精算特約(賠償責任保険(個人)用)

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（保険料算出の基礎）

- (1) 賠償責任保険（個人）普通保険約款に規定する用語の定義にかかわらず、この保険契約において保険料を定めるために用いる「入場者数」とは、保険契約の締結の時に把握可能な最近の会計年度（1年間）等において、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場した人の総人員をいいます。ただし、保険証券記載の被保険者と同居する親族および保険証券記載の被保険者の業務に従事する使用人を除きます。
- (2) 当会社は、この保険契約の保険料が(1)に規定する「入場者数」以外の金額または数量に対する割合によって定められる場合においては、(1)に準じて、保険契約の締結の時に把握可能な最近の会計年度（1年間）等におけるその金額または数量を、保険料を定めるために用います。

第3条（保険料精算の例外）

当会社は、賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第5節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)および(3)の規定により保険料を返還しまたは追加保険料を請求した場合、この保険契約の無効または失効の場合、ならびにこの保険契約が解除された場合を除き、この保険契約に適用される特別約款または特約の保険料の精算の規定を適用しません。

第4条（保険金計算の特則）

- (1) 当会社は、保険契約者または被保険者が申告した入場者数または第2条（保険料算出の基礎）(2)に規定する金額もしくは数量が、実際の金額または数量に不足していた場合において、保険契約者または被保険者に故意または重大な過失があったときは、賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第4節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(4)の規定にかかわらず、

次の算式により算出した額を保険金としてお支払いします。

実際にお支払いする保険金の額	=	実際の金額または数量が申告されたものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額	×	<table border="1"><tr><td>保険契約の締結の時に保険契約者または被保険者が申告した金額または数量によって定められるこの保険契約の保険料</td></tr></table>	保険契約の締結の時に保険契約者または被保険者が申告した金額または数量によって定められるこの保険契約の保険料
保険契約の締結の時に保険契約者または被保険者が申告した金額または数量によって定められるこの保険契約の保険料					
				<table border="1"><tr><td>実際の金額または数量によって定められるこの保険契約の保険料</td></tr></table>	実際の金額または数量によって定められるこの保険契約の保険料
実際の金額または数量によって定められるこの保険契約の保険料					

- (2) (1)の規定は、当会社が、保険契約の締結の時に保険契約者または被保険者が申告した金額または数量が、実際の金額または数量に不足していたことを知った時から(1)の規定により保険金を支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または保険契約の締結の時から5年を経過した場合には適用しません。

第5条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険（個人）普通保険約款およびこの特約が付帯される特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

2. 個人特別約款

この特別約款の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

① 本人	保険証券の被保険者欄に記載の者
② 本人の居住の用に供される住宅	保険証券の被保険者欄に記載の者の居住の用に供されている住宅(*1) (*1) 別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険（個人）普通保険約款補償条項第1条（保険金を支払う場合）の損害は、下表のいずれかの事故に起因する損害に限ります。

①	日本国内に所在する住宅(*1)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
②	被保険者の日常生活(*2)に起因する偶然な事故

(*1) 本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。

(*2) 住宅(*1)以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第2条（被保険者の範囲）

(1) この特別約款において、被保険者とは、下表の者(*1)をいいます。

①	本人
②	本人の配偶者
③	本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
④	本人またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
⑤	本人が未成年者である場合は、本人の親権者およびその他の法定の監督義務者

(2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の際のものをいいます。

(3) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(*1) 責任無能力者を含みません。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任保険（個人）普通保険約款補償条項第4条(保険金を支払わない場合－その1)および同条項第5条(保険金を支払わない場合－その2)に規定する損害のほか、被保険者が下表のいずれかの賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払いません。

①	被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任
②	もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(*1)の所有、使用または管理に起因する賠償責任
③	被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
④	被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する賠償責任
⑤	航空機、船舶(*2)、車両(*3)または銃器(*4)の所有、使用または管理に起因する賠償責任

(*1) 住宅(*5)の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(*2) 船舶には、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含み、原動力がもっぱら人力であるものを含みません。

(*3) 車両には、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートおよび原動力がもっぱら人力であるものを含みません。

(*4) 銃器には、空気銃を含みません。

(*5) 本人の居住の用に供される日本国内に所在する住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合の規定の排除）

賠償責任保険（個人）普通保険約款補償条項第5条(保険金を支払わない場合－その2)の表の④の規定は、被保険者が家事使用人として使用する者については適用しません。

第5条（賠償責任保険（個人）普通保険約款の読み替え）

(1) 当会社は、この保険契約においては、賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第4節第5条（重大事由による保険契約の解除）の(*4)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「
(*4) その被保険者に係る部分に限ります。ただし、被保険者のうち本人が該当する場合には、その家族(この特別約款第2条(被保険者の範囲)に規定する被保険者をいいます。)に係る部分に限ります。

」
(2) 当社は、この保険契約においては、賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第5節第1条（保険料の返還、追加または変更）の(*6)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「
(*6) その家族(この特別約款第2条(被保険者の範囲)に規定する被保険者をいいます。)に係る部分に限ります。

」
第6条（賠償責任保険（個人）普通保険約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、賠償責任保険（個人）普通保険約款の規定を適用します。

個人国外危険追加担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に個人特別約款が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

この保険契約は、個人特別約款第1条（保険金を支払う場合）の表の①にかかわらず、日本国外に所在する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故についても適用します。

3. ハンター特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険（個人）普通保険約款補償条項第1条(保険金を支払う場合)の損害は、日本国内において発生した下表のいずれかの事故に起因する損害に限ります。

①	銃器(*1)によって生じた偶然な事故
②	被保険者が狩猟の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中、猟犬によって生じた偶然な事故

(*1) 銃器とは、被保険者が狩猟または射撃場における射撃のために所持または使用する銃器をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合の規定の排除）

賠償責任保険（個人）普通保険約款補償条項第5条(保険金を支払わない場合—その2)の表の④の規定は、被保険者が狩猟または射撃場における射撃の補助者として使用する者については適用しません。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任保険（個人）普通保険約款補償条項第4条(保険金を支払わない場合—その1)および同条項第5条(保険金を支払わない場合—その2)に規定する損害のほか、被保険者が下表の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払いません。

①	狩猟免許を受けないで狩猟を行っている間に生じた事故に起因する賠償責任
②	法令により定められた狩猟期間または捕獲時間外に狩猟を行っている間に生じた事故に起因する賠償責任
③	許可(*1)を受けないで所持している銃器(*2)によって生じた事故に起因する賠償責任
④	許可(*1)のない者に譲渡または貸与した銃器(*2)によって生じた事故に起因する賠償責任
⑤	法令で禁止されている場所において銃器(*2)を使用している間に生じた事故に起因する賠償責任
⑥	他人の猟犬を殺傷したことに起因する賠償責任

(*1) 許可とは、銃砲刀剣類所持等取締法に定める許可をいいます。

(*2) 銃器とは、被保険者が狩猟または射撃場における射撃のために所持または使用する銃器をいいます。

第4条（保険料の返還）

賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第5節第1条(保険料の返還、追加または変更)(10)の規定にかかわらず、同条項第4節第7条(保険契約者による保険契約の解除)(1)の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第5条（賠償責任保険（個人）普通保険約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、賠償責任保険（個人）普通保険約款の規定を適用します。

ハンター傷害担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約にハンター特別約款が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が、狩猟または射撃場における射撃の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中、日本国内において被った傷害に対して、この特約にしたがい、保険金(*1)を支払います。
- (2) (1)の傷害には、日射、心神喪失またはめまいに

よる障害を含みません。

(*1) 保険金とは、死亡保険金、後遺障害保険金および医療保険金をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、直接であると同接であることを問わず、下表の傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者、被保険者もしくは保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失に起因する傷害
②	戦争(*1)、変乱、暴動、騒擾 ^{じょうぎょう} または労働争議に起因する傷害
③	地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する傷害

④	被保険者が、狩猟免許を受けないで狩猟を行っている間または法令により定められた狩猟期間もしくは捕獲時間外に狩猟を行っている間に被った傷害
⑤	被保険者が許可(*2)なく所持している銃器(*3)によって被った傷害または法令で禁止されている場所において銃器を使用している間に被った傷害
⑥	交通乗用具に搭乗中に被った傷害
⑦	交通乗用具との衝突、接触等に起因する傷害

(2) (1)の表の⑥および⑦の「交通乗用具」とは、下表に規定するものをいいます。

汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー(*4)、リフト、自動車、原動機付自転車、トロリーバス、航空機および船舶(*5)
--

(*1) 戦争は、宣戦の有無を問いません。

(*2) 許可とは、銃砲刀剣類所持等取締法に定める許可をいいます。

(*3) 銃器とは、被保険者が狩猟または射撃場における射撃のために所持または使用する銃器をいいます。

(*4) ケーブルカーには、ロープウェーを含みます。

(*5) 船舶には、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含み、狩猟に使用する船を含みません。

第4条（死亡保険金の支払）

当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額(*1)の全額を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。

(*1) 保険金額とは、保険証券に記載された身体傷害の保険金額をいいます。

第5条(後遺障害保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

保険金額 (*1) × 別表1に規定する各等級の後遺障害に対する保険金支払割合 = 後遺障害保険金の額

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師等の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払いま

す。

(3) (1)にいう別表1の各等級に規定する後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に下表の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

①	別表1の第1級から第5級までに規定する後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
②	①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに規定する後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
③	①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに規定する後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
④	①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表1に規定する加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合 - 既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合 = 適用する割合
--

(6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額(*1)をもって限度とします。

(*1) 保険金額とは、保険証券に記載された身体傷害の保険金額をいいます。

第6条(医療保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、下表のいずれかに該当した場合は、医療保険金を被保険者に支払います。

①	入院した場合
②	通院した場合

(2) (1)の表の①の医療保険金は、その期間に対し、次の算式によって算出した額とします。

保険 金額 (*1)	×	1,000分 の1	×	入院した日数	=	医療保険金 の額
------------------	---	--------------	---	--------	---	-------------

(3) (1)の表の①の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*2)であるときには、その処置日数を含みます。

(4) (1)の表の②の医療保険金は、その日数に対し、次の算式によって算出した額とします。

保険 金額 (*1)	×	1,000分 の1	×	通院した 日数	=	医療保険金 の額
------------------	---	--------------	---	------------	---	-------------

(5) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靱帯損傷等の傷害を被った別表2に規定する部位を固定するために医師等の指示によりギブス等(*3)を常時装着したときは、その日数について、(1)の表の②の通院をしたものとみなします。

(6) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間または通院に対しては、医療保険金を支払いません。

(7) 当会社は、(4)および(5)の規定にかかわらず、(1)の表の①の医療保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、(1)の表の②の医療保険金を支払いません。

(8) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては医療保険金を支払いません。

(*1) 保険金額とは、保険証券に記載された身体傷害の保険金額をいいます。

(*2) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(*3) ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

第7条(支払保険金の競合)

当会社は、一事故に基づく傷害について、後遺障害保険金と医療保険金とを重ねて支払うべき場合にはその合計額を支払います。

第8条(当会社の責任限度額)

当会社がこの特約に基づいて支払うべき保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額(*1)をもって限度とします。

(*1) 保険金額とは、保険証券に記載された身体傷害の保険金額をいいます。

第9条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している狩猟に使用する船が行方不明となった場合または遭難した場合において、その狩猟に使用する船が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その狩猟に使用する船が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第10条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第11条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第3節第1条（保険金の請求）(1)の規定にかかわらず、下表に規定する時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

①	死亡保険金については、被保険者が死亡した時			
②	後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時			
③	医療保険金については、下表のとおりとします。			
	<table border="1"> <tr> <td>第6条(医療保険金の支払)(1)①に該当する場合</td><td>被保険者が被った第2条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時</td></tr> <tr> <td>第6条(医療保険金の支払)(1)②に該当する場合</td><td>被保険者が被った第2条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした通院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時</td></tr> </table>	第6条(医療保険金の支払)(1)①に該当する場合	被保険者が被った第2条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時	第6条(医療保険金の支払)(1)②に該当する場合
第6条(医療保険金の支払)(1)①に該当する場合	被保険者が被った第2条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時			
第6条(医療保険金の支払)(1)②に該当する場合	被保険者が被った第2条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした通院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時			

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第3節第1条（保険金の請求）(2)の規定にかかわらず、別表3に規定する書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

第12条（重大事由による特約の解除）

- (1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

①	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②	被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③	保険契約者が、賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第4節第5条(重大事由による保険契約の解除)(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当すること。
④	他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑤	①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- (2) 当社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(*)を解除することができます。

①	被保険者が、賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第4節第5条(重大事由による保険契約の解除)(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当すること。
②	被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第4節第5条(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当すること。

- (3) (1)または(2)の規定による解除が傷害(*)の発生した後になされた場合であっても、賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第4節第8条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の表の①から⑤までの事由または(2)の表の①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害(*)に対しては、当社は、保険金(*)を支払いません。この場合において、既に保険金(*)を支払っていたときは、当社は、保険金(*)の返還を請求することができます。

- (*)1) その被保険者に係る部分に限ります。
 (*2) (2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。
 (*3) (2)の表の②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第4節第5条(重大事由による保険契約の解除)(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第13条（被保険者による特約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において下表のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約(*)を解除することを求めることができます。

①	この特約(*)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合。
②	保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第12条（重大事由による特約の解除）(1)の表の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合。
③	保険契約者または保険金を受け取るべき者が、賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第4節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合。
④	第12条(1)の表の④に規定する事由が生じた場合。
⑤	②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約(*)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合。
⑥	保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この特約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合。

- (2) 保険契約者は、(1)の表の①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当社に対する通知をもって、この特約(*)を解除しなければなりません。
 (3) (1)の①の事由のある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この特約(*)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。
 (4) (3)の規定によりこの特約(*)が解除された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その事実を書面により通知するものとします。

- (*)1) その被保険者に係る部分に限ります。

第14条（保険料の返還）

- (1) 賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第5節第1条(保険料の返還、追加または変更)(10)の規

定にかかわらず、同条項第4節第7条(保険契約者による保険契約の解除)(1)の規定により保険契約者がこの特約に基づく保険契約を解除した場合およびこの特約の第13条(被保険者による特約の解除請求)(2)の規定により保険契約者がこの特約(*1)を解除した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 第12条(重大事由による特約の解除)(1)の規定により、当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は、賠償責任保険(個人) 普通保険約款付表1に規定する保険料を返還します。

(3) 第12条(重大事由による特約の解除)(2)の規定により、当会社がこの特約(*1)を解除した場合は、当会社は、賠償責任保険(個人) 普通保険約款付表1に規定する保険料を返還します。

(4) 第13条(被保険者による特約の解除請求)(3)の規定により、被保険者がこの特約(*1)を解除した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

(*1) その被保険者に係る部分に限ります。

第15条(代位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第16条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険(個人) 普通保険約款およびハンター特別約款の規定を準用します。

別表1 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼 ^そ しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%

等級	後遺障害	保険金支払割合
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼 ^そ しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼 ^そ しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睪丸を失ったもの	42%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%

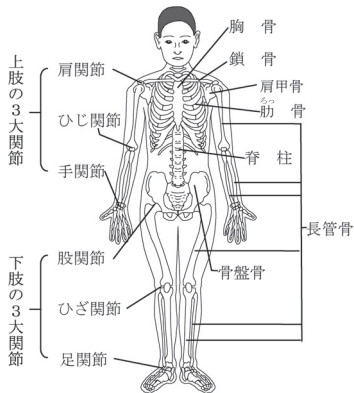
等級	後遺障害	保険金 支払割合
第10級	(1) 1 眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咄しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなれば大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の2 の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を3 cm以上短縮したもの (9) 1 足の第1 の足指または他の4 の足指を失ったもの (10) 1 上肢の3 大関節中の1 関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1 下肢の3 大関節中の1 関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1 手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1 足の第1 の足指を含み2 以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第12級	(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1 上肢の3 大関節中の1 関節の機能に障害を残すもの (7) 1 下肢の3 大関節中の1 関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1 手の小指を失ったもの (10) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1 足の第2 の足指を失ったもの、第2 の足指を含み2 の足指を失ったものまたは第3 の足指以下の3 の足指を失ったもの (12) 1 足の第1 の足指または他の4 の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1 眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1 手の小指の用を廃したもの (8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1 下肢を1 cm以上短縮したもの (10) 1 足の第3 の足指以下の1 または2 の足指を失ったもの (11) 1 足の第2 の足指の用を廃したもの、第2 の足指を含み2 の足指の用を廃したものまたは第3 の足指以下の3 の足指の用を廃したもの	7%

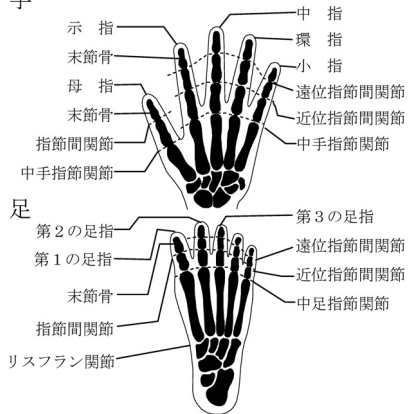
等級	後遺障害	保険金 支払割合
第14級	(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1 耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1 足の第3の足指以下の1 または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4 %

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

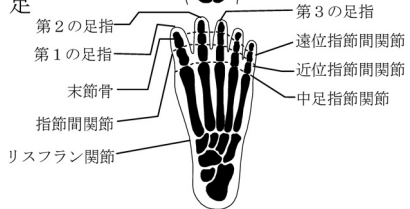
注2 関節等の説明図



手



足



別表2 ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨または脊柱
 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等(*1)を装着した場合に限りです。
 3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等(*1)を装着した場合に限りです。
- (*1) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネ
その他これらに類するものをいいます。

注1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表1の注2の図に示すところによります。

別表3 保険金請求書類

提出書類 \ 保険金種類	死亡	後遺障害	医療
1. 保険金請求書	○	○	○
2. 当会社の定める傷害状況報告書	○	○	○
3. 公の機関(*1)の事故証明書	○	○	○
4. 死亡診断書または死体検案書	○		
5. 後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師等の診断書		○	○
6. 入院日数または通院日数を記載した病院等の証明書類			○
7. 被保険者の法定相続人の印鑑証明書	○		
8. 被保険者の印鑑証明書		○	○
9. 被保険者の戸籍謄本	○		
10. 法定相続人の戸籍謄本	○		
11. 賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第3節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金請求権者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同節第4条(1)の表に規定する者であることを証明する書類	○	○	○
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○
13. その他当会社が同節第2条（保険金の支払）(1)に規定する必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち

当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(*1) やむを得ない場合には、第三者とします。

猟具担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約にハンター特別約款が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、猟具(*1)について、日本国内において生じた下表に規定する事由により生じた損害に対して、この特約にしたがい、保険金を支払います。

①	狩猟または射撃場における射撃の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中の偶然な事故による銃器(*2)の破損または曲損
②	被保険者の住宅内または狩猟もしくは射撃場における射撃の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中に宿泊する建物内において盗賊または不法侵入者によって行われた猟具(*1)の盗取または破損もしくは曲損

(*1) 猟具とは、保険証券記載の銃器(*2)、銃袋、弾帯または弾チョッキをいい、弾丸および薬きょうを含みません。

(*2) 銃器とは、被保険者が狩猟または射撃場における射撃のために所持または使用する銃器をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任保険（個人）普通保険約款補償条項第4条(保険金を支払わない場合－その1)に規定する損害のほか、下表の損害に対して、保険金を支払いません。

①	保険契約者または被保険者の重大な過失に起因する損害
②	銃器(*1)に存在する欠陥またはその摩滅、腐食その他の自然の消耗に起因する損害
③	被保険者が、狩猟免許を受けないで狩猟を行っている間または法令により定められた狩猟期間間または捕獲時間外に狩猟を行っている間に生じた損害
④	被保険者が許可(*2)なく所持している銃器(*1)に生じた損害または法令で禁止されている場所において銃器(*1)を使用している間に生じた損害

(*1) 銃器とは、被保険者が狩猟または射撃場における射撃のために所持または使用する銃器をいいます。

(*2) 許可とは、銃砲刀剣類所持等取締法に定める許可をいいます。

第4条（支払保険金の額）

当会社は、下表により算出した損害の額から保険証券に記載された免責金額を差し引いた額を、保険金額(*1)を限度として保険金を支払います。

①	猟具(*2)が破損または曲損した場合には、損害発生直前の状態に復するために必要な修繕費。ただし、修繕不可能な場合またはその修繕費が損害発生時の価額を超えるときはその価額
②	猟具(*2)が盗取された場合には、盗取された時におけるその価額

(*1) 保険金額とは、保険証券に記載された猟具(*2)の保険金額をいいます。

(*2) 猟具とは、保険証券記載の銃器(*3)、銃袋、弾帯または弾チョッキをいい、弾丸および薬きょうを含みません。

(*3) 銃器とは、被保険者が狩猟または射撃場における射撃のために所持または使用する銃器をいいます。

第5条（費用の支払）

当会社は、被保険者があらかじめ当会社の同意を得て盗取された猟具(*1)の発見または回収のために支出した費用を支払います。ただし、第4条（支払保険金の額）により支払うべき保険金の額と合算して、保険金額(*2)をもって限度とします。

(*1) 猟具とは、保険証券記載の銃器(*3)、銃袋、弾帯または弾チョッキをいい、弾丸および薬きょうを含みません。

(*2) 保険金額とは、保険証券に記載された猟具(*1)の保険金額をいいます。

(*3) 銃器とは、被保険者が狩猟または射撃場における射撃のために所持または使用する銃器をいいます。

第6条（損害の発生および拡大の防止義務）

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が生じた場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

(2) 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって(1)の義務を怠った場合は、当会社は、損害の額から損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

(3) 当会社は、(1)の損害の発生および拡大の防止に必要なとした費用は第5条（費用の支払）に規定する場合を除き、これを支払いません。

第7条（残存保険金額）

当会社が保険金を支払った場合は、保険金額(*1)からその支払額を差し引いた残額をもって、損害が生じた時以後の保険期間に対する保険金額とします。

(*1) 保険金額とは、保険証券に記載された猟具(*2)の保険金額をいいます。

(*2) 猟具とは、保険証券記載の銃器(*3)、銃袋、弾帯または弾チョッキをいい、弾丸および薬きょうを含みません。

(*3) 銃器とは、被保険者が狩猟または射撃場における射撃のために所持または使用する銃器をいいます。

第8条（保険料の返還）

賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第5節第1条(保険料の返還、追加または変更)(10)の規定にかかわらず、同条項第4節第7条(保険契約者による保険契約の解除)(1)の規定により保険契約者がこの特約に基づく保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険（個人）普通保険約款およびハンター特別約款の規定を準用します。

獵犬死亡担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約にハンター特別約款が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、獵犬(*1)が狩猟に従事中(*2)、日本国内において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に死亡した場合は、この特約にしたがい、損害に対して保険金を支払います。

(2) 獵犬(*1)には、契約締結時において血統書があることを必要とします。

(*1) 獵犬とは、保険証券記載の獵犬をいいます。

(*2) 往復途上を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任保険（個人）普通保険約款補償条項第4条(保険金を支払わない場合－その1)に規定する損害のほか、下表の損害に対して、保険金を支払いません。

①	保険契約者または被保険者の重大な過失に起因する損害
②	屠殺に起因する損害。ただし、被保険者が、屠殺前にあらかじめ、獣医師が屠殺のやむを得ないことを証明した書類を当会社に提出し、当会社がこれを書面によって承認した場合は、保険金を支払います。
③	被保険者が、狩猟免許を受けないで狩猟を行っている間または法令により定められた狩猟期間間または捕獲時間外に狩猟を行っている間に生じた損害
④	被保険者が許可(*1)なく所持している銃器(*2)によって生じた損害または法令で禁止されている場所において銃器(*2)を使用している間に生じた損害

(※1) 許可とは、銃砲刀剣類所持等取締法に定める許可をいいます。

(※2) 銃器とは、被保険者が狩猟または射撃場における射撃のために所持または使用する銃器をいいます。

第4条（支払保険金の額）

当会社は、猟犬(※1)1頭について、その死亡原因の発生直前における時価によって算出した損害の額を、保険金額(※2)を限度として保険金を支払います。

(※1) 猟犬とは、保険証券記載の猟犬をいいます。

(※2) 保険金額とは、保険証券に記載された猟犬(※1)の保険金額をいいます。

第5条（損害の発生および拡大の防止義務）

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が生じた場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

(2) 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって(1)の義務を怠った場合は、当会社は、損害の額から損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

(3) 当会社は、(1)の損害の発生および拡大の防止に必要なとした費用は支払いません。

第6条（保険料の返還）

賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第5節第1条(保険料の返還、追加または変更)(10)の規定にかかわらず、同条項第4節第7条(保険契約者による保険契約の解除)(1)の規定により保険契約者がこの特約に基づく保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険（個人）普通保険約款およびハンター特別約款の規定を準用します。

ハンター国外危険担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約にハンター特別約款が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

この保険契約は、被保険者が保険証券記載の国または地域において行う狩猟または射撃に関し、日本国外において生じた事故についても適用します。

4. その他の特約（共通）

保険料分割払特約（団体・10名以上用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（保険料の分割払）

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料(*1)を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- (2) (1)により分割された保険料を分割保険料といいます。
- (*1) この保険契約に定められた総保険料をいいます。

第3条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日(*1)に払い込まなければなりません。ただし、当会社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約の締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。

(*1) 払込期日とは、保険証券に記載された分割保険料払込期日をいいます。

第4条（分割保険料領収前の事故）

当会社は、保険契約者が第3条（分割保険料の払込方法）の規定にしたがい第1回分割保険料を払い込まない場合は、その分割保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（分割保険料不払の場合の免責）

保険契約者が第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌月末を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日(*1)後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 払込期日とは、保険証券に記載された分割保険料払込期日をいいます。

第6条(分割保険料不払による保険契約の解除)

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

①	払込期日(*1)の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日(*1)に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
②	払込期日(*1)までに、その払込期日(*1)に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日(*1)において、その払込期日(*1)に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(2) (1)の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、下表の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

①	(1)の表の①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日(*1)または保険期間の末日のいずれか早い日
②	(1)の表の②による解除の場合は、その翌月の払込期日(*1)または保険期間の末日のいずれか早い日

(3) (1)の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

(*1) 払込期日とは、保険証券に記載された分割保険料払込期日をいいます。

第7条(追加保険料の払込み)

当会社が賠償責任保険（個人）普通保険約款または第8条(保険料の返還または請求)の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。

第8条(保険料の返還または請求)

下表に規定するいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合には、当会社は、賠償責任保険（個人）普通保険約款またはこの保険契約に適用される特別約款もしくは特約の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに下表のとおり保険料を返還または請求します。ただし、この保険契約にゴルフ入場者包括賠償責任保険特約が適用されている場合は、ゴルフ入場者包括賠償責任保険特約第6条（保険料の精算）(3)の規定に基づいて保険料を精算します。

	事由	返還または請求する保険料の額
①	次に規定するいずれかの規定により、この保険契約が失効または解除となった場合 ア.賠償責任保険（個人）普通保険約款基本条項第4節第2条（保険契約の無効または失効）(2) イ.同節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(1) ウ.同節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）(1)または同条(5) エ.同節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)または同条(2) オ.同節第6条（保険料不払による保険契約の解除） カ.同節第7条(保険契約者による保険契約の解除)(1)または同条(2)	ア.保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年額保険料(*1)から既経過期間に対応する保険料を差し引いた額(*2) イ.未払込保険料(*3)がある場合は、ア.の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
②	次に規定するいずれかの規定により、この保険契約に適用される特約が解除となった場合 ア.ゴルフアーク傷害担保特約第11条（重大事由による特約の解除）(1)または同条(2) イ.ゴルフアーク傷害担保特約第12条（被保険者による特約の解除請求）(2)または同条(3) ウ.ハンター傷害担保特約第12条（重大事由による特約の解除）(1)または同条(2)	ア.特約が解除された日の保険契約の条件に基づく年額保険料(*1)から既経過期間に対応する保険料を差し引いた額(*2) イ.未払込保険料(*3)がある場合は、ア.の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額

(*1) この保険契約に定められた総保険料をいいます。

(*2) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

(*3) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険（個人）普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯された特別約款および特約の規定を準用します。

保険料支払に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約の締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日後10日以内に払い込むものとします。

第3条（保険料払込前の事故）

当会社は、保険契約者が第2条(保険料の払込み)の規定にしたがい保険料を払い込まない場合は、その保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、保険契約者が第2条(保険料の払込み)の規定にしたがい保険料を払い込まない場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第5条（保険契約解除の効力）

第4条(保険料不払による保険契約の解除)による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯された特別約款および特約の規定を準用します。

通信販売に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者から第2条（保険契約の申込み）に規定する保険契約の申込みがあり、かつ、当社がこれを承認した場合に適用されます。

第2条（保険契約の申込み）

(1) 当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、下表のいずれかの方法により、保険契約の申込

みをすることができるものとします。

①	申込書(*1)に必要な事項を記載し、当会社へ送付すること。
②	電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当会社に対し保険契約申込の意思表示をすること。

(2) (1)の表の①の規定により申込書(*1)の送付を受けた当会社は、保険契約引受の可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書(*2)を保険契約者に送付するものとします。

(3) (1)の表の②の規定により保険契約申込の意思表示を受けた当会社は、保険契約引受の可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書(*2)および申込書(*1)を保険契約者に送付するものとします。この場合において、保険契約者は申込書(*1)に必要な事項を記載し、当会社の定める期間内に当会社へ送付するものとします。

(4) (3)の規定に基づき、当会社が保険契約者による保険契約申込の意思表示に基づき作成した申込書(*1)に記載の事項を、保険契約者が変更または訂正する場合には、遅滞なく当会社へそのことを連絡することとします。

(5) (4)の規定に基づき、連絡を受けた当会社は、改めて保険契約引受の可否を審査し、引受けを行うものについては、別途通知書(*2)および申込書(*1)を保険契約者に送付するものとします。

(6) 保険契約者により(3)および(5)の申込書(*1)が当会社の定める期間内に当会社へ返送されない場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、(1)の申込みがなかったものとして取り扱います。

(7) 当会社は、(2)、(3)または(5)の通知書(*2)にかえて、通知(*3)によることができるものとします。

(*1) 当会社の定める保険契約申込書をいいます。

(*2) 保険料、保険料の払込期日、保険料の払込方法等を記載した通知書をいいます。

(*3) 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とする通知をいいます。

第3条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、第2条（保険契約の申込み）(2)、(3)もしくは(5)の通知書(*1)または(7)の通知(*2)にしたがい、初回保険料を払い込まなければなりません。

(2) 通知書(*1)に記載する初回保険料の払込期日は、保険期間の初日の前日までの当会社が定める日とします。ただし、この保険契約に適用されている普通保険約款および他の特約に保険料の払込期日に関して別の規定がある場合を除きます。

(3) 通知(*2)による場合の初回保険料の払込期日は、保険期間の初日の前日とします。

(*1) 保険料、保険料の払込期日、保険料の払込方法等を記載した通知書をいいます。

(*2) 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とする通知をいいます。

第4条（責任の始期および終期）

当会社の保険責任は、保険証券に記載された保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後4時に終わります。

第5条（保険料不払による保険契約の解除）

(1) 保険契約者が、通知書(*1)に記載された保険料について、次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

その保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末（保険証券に翌月末と異なる期日が記載されている場合は、その期日。以下同様とします。）

(2) (1)による解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

(*1) 保険料、保険料の払込期日、保険料の払込方法等を記載した通知書をいいます。

第6条（分割払契約に適用される特約）

分割払の保険契約の場合には、保険料分割払特約条項（一般用）を適用します。ただし、この特約条項と抵触する規定は適用しません。

第7条（保険契約の継続）

(1) 意思表示期限(*1)までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約が満了する日の契約内容と同一の契約内容(*2)で新たな保険契約として継続されるものとします。以後毎年同様とします。

(2) 継続契約(*3)の保険期間の初日は継続前契約の保険期間が満了する日とし、保険期間は継続前契約と同一の期間とします。

(3) (1)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等(*4)を保険契約者に交付します。

(4) 第4条（責任の始期および終期）の規定にかかわらず、継続契約(*3)の保険期間は、その初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

(5) 継続契約(*3)に初回保険料の口座振替に関する特約（継続契約用）または初回保険料の口座振替に関する特約が適用される場合には、初回保険料の口座振替に関する特約（継続契約用）または初回保険料の口座振替に関する特約第1条（特約の適用）(2)の表の②の適用にあたっては、保険契約の締結は、意思表示期限(*1)になされたものとみなします。

(*1) 意思表示期限とは、この保険契約の満了する日の属する月の前月10日をいいます。

(*2) 第11条（継続契約に適用される制度、料率等）に規定する場合を除きます。

(*3) 継続契約とは、(1)の規定により継続された保険契約をいいます。

(*4) 保険証券等とは、保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。

第8条（継続契約の保険料および払込方法）

(1) 継続契約(*1)の保険料(*2)は、保険証券等(*3)記載の金額とします。

(2) 一括払の保険契約の場合の継続契約(*1)の保険料は、継続契約(*1)の保険期間の初日の午後4時までに、当会社または代理店が保険契約者に通知する払込機関に払い込むものとします。

(3) 分割払の保険契約の場合の継続契約(*1)の第1回分割保険料は、継続前契約において定められた最後の払込期日の属する月の翌月の応当日に、第2回目以降の分割保険料はその翌月の応当日から毎月、預金口座振替の手続により払い込むものとします。

(4) (2)および(3)の規定にかかわらず、継続契約(*1)に初回保険料の口座振替に関する特約（継続契約用）または初回保険料の口座振替に関する特約が適用される場合には、保険契約者は、初回保険料の口座振替に関する特約（継続契約用）または初回保険料の口座振替に関する特約の規定にしたがい、継続契約(*1)の保険料(*2)を払い込むものとします。この場合には、第9条（継続契約の保険料不払の場合の免責）および第10条（継続契約の保険料不払の場合の解除）の規定は適用しません。

(*1) 継続契約とは、第7条（保険契約の継続）(1)の規定により継続された保険契約をいいます。

(*2) 分割払とした場合は、分割保険料をいいます。

(*3) 保険証券等とは、保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。

第9条（継続契約の保険料不払の場合の免責）

(1) 保険契約者が、第8条（継続契約の保険料および払込方法）(2)の保険料について、継続契約(*1)の保険期間の初日の午後4時以後もその払込みを怠った場合は、当会社は、継続契約(*1)の保険期間の初日の午後4時以後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 保険契約者が、第8条（継続契約の保険料および払込方法）(3)の分割保険料について、次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末

(*1) 継続契約とは、第7条（保険契約の継続）(1)の規定により継続された保険契約をいいます。

第10条（継続契約の保険料不払の場合の解除）

(1) 保険契約者が、第8条（継続契約の保険料および払込方法）(2)の継続契約(*1)の保険料について、次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約(*1)を解除することができます。

その保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末

(2) 保険契約者が、第8条（継続契約の保険料および払込方法）(3)の継続契約(*1)の第1回分割保険料について、第9条（継続契約の保険料不払の場合の免責）(2)に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この継続契約(*1)を解除することができます。

(3) (1)および(2)の規定による解除は、継続契約(*1)の保険期間の初日からその効力を生じます。

(*1) 継続契約とは、第7条（保険契約の継続）(1)の規定により継続された保険契約をいいます。

第11条（継続契約に適用される制度、料率等）

制度、料率等(*1)が改定された場合には、当会社は、制度、料率等(*1)が改定された日以後第7条（保険契約の継続）(1)の規定によって保険期間が開始する継続契約(*2)の普通保険約款、特別約款、特約、保険契約引受に関する制度

または保険料率等を変更します。

(※1) この保険契約に適用した普通保険約款、特別約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等をいいます。

(※2) 継続契約とは、第7条（保険契約の継続）(1)の規定により継続された保険契約をいいます。

第12条（継続契約に適用される特約）

(1) この保険契約が第7条（保険契約の継続）(1)の規定により継続された場合には、各継続契約(※1)ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

(2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者から継続契約(※1)の保険料(※2)を口座振替の方法により払い込むことの申し出がある場合には、初回保険料の口座振替に関する特約（継続契約用）または初回保険料の口座振替に関する特約を継続契約(※1)に適用するものとします。

(※1) 継続契約とは、第7条（保険契約の継続）(1)の規定により継続された保険契約をいいます。

(※2) 分割払とした場合は、分割保険料をいいます。

第13条（継続契約の告知義務）

(1) 第7条（保険契約の継続）(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、この保険契約の保険契約申込書等に記載した、またはこの保険契約の保険証券等(※1)に記載された普通保険約款に定める告知事項に対する告知内容に変更があったときは、当会社からの求めに応じ、保険契約者または被保険者は、そのことを意思表示期限(※2)までに当会社に告げなければなりません。

(2) 保険契約者または被保険者が(1)の告知を行わなかった場合には、当会社は、保険契約者および被保険者がこの保険契約の告知と同一内容を継続契約(※3)について改めて告知したものとみなしてこの特約に基づき保険契約を継続します。

(3) (1)の規定による告知については、継続契約(※3)の普通保険約款ならびにこれに付帯される特別約款および特約における告知義務に関する規定を適用します。

(※1) 保険証券等とは、保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。

(※2) 意思表示期限とは、この保険契約の満了する日の属する月の前月10日をいいます。

(※3) 継続契約とは、第7条（保険契約の継続）(1)の規定により継続された保険契約をいいます。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこれに付帯される他の特別約款および特約の規定を準用します。

共同保険に関する特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生 の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

東京海上日動のサービス体制なら安心です

〈東京海上日動のお客様向けサービス〉

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

- 受付時間：24時間365日
- ご連絡先：フリーダイヤル **0120-119-110** “事故は119番－110番”
(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)
※ご連絡をいただく際には必ず証券番号をお手元にご用意ください。
- 事故の受付・ご相談
事故のご連絡・ご相談をフリーダイヤルにて承ります。
いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

デイリーサポート

暮らしに関する無料相談サービス

介護・健康に関するご相談から暮らしのインフォメーションまで、あなたのデイリーライフをサポートします。＊1

- 内容：①介護保険制度やケアプランに関するご相談、各種介護関連事業者のご案内等介護全般に関するご相談
②介護の仕方や介護保険制度、各種介護関連事業者等の介護に関する様々な情報のご提供
③看護師による健康に関するご相談
④身の回りの法律に関するご相談＊2
⑤身の回りの税金に関するご相談＊2
⑥公的年金等の社会保険に関するご相談＊2
⑦グルメ・レジャー・冠婚葬祭等暮らしの様々な情報のご提供
- 受付時間：①④⑥ 平日午前9時～午後5時 ③ 24時間365日 ⑤ 平日午後2時～午後4時
⑦ 平日午前10時～午後4時
(※①④⑤⑥⑦は、いずれも土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

●お問い合わせ

- ①④⑤⑥⑦ フリーダイヤル 0120-285-110
(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)
- ② ホームページアドレス <http://www.kaigonw.ne.jp/>
- ③ フリーダイヤル 0120-262-772
(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

＊1 ご相談の対象は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、ご契約者（法人は除きます。）、被保険者（補償を受けられる方をいい、法人は除きます。）、またはご契約者もしくは被保険者の配偶者・親族（以下相談対象者といいます。）に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、相談対象者のうちのいずれかの方からの直接の相談に限りです。

＊2 弁護士・社会保険労務士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

※各サービスは、弊社提携会社を通じてご提供します。

※サービスメニューは、予告なく変更となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了解ください。

※サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「証券番号」「ご連絡先」等を確認させていただきますのでご了承願います。



TOKIO MARINE
NICHIDO

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。



0120-868-100

受付時間：午前9時～午後8時（平日、土日祝とも）